



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health Labour and Welfare

持分の定めのない医療法人への 移行認定制度の概要

平成30年2月9日

厚生労働省医政局医療経営支援課

1. 持分なし医療法人への移行計画認定制度の経緯と概要

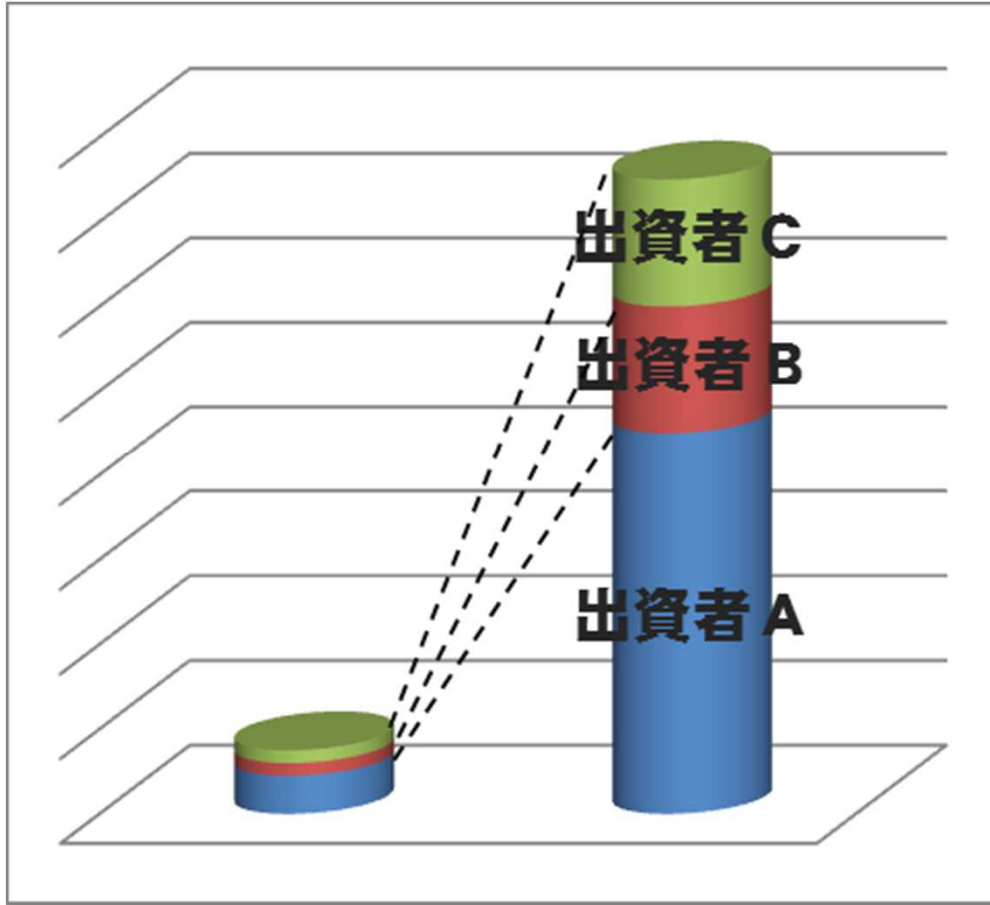
平成18年改正医療法による医療法人制度改革

- 従来の医療法人制度 – いわゆる「持分あり医療法人」
 - ・ 法人の財産を出資者に対して持分割合に応じて分配可能(剰余金配当は禁止)
- 課題
 - ・ 「社員の出資額に応じた払戻し」が認められ、非営利性の確保に抵触するのではないかとの疑義（営利法人と同様な取扱いとの指摘）
 - ・ 出資者の死亡に伴う相続税負担による医業継続への支障（相続税支払いのために持分の払戻請求が行われる）（国民皆保険で支える資源が医療の継続性に使われないとの指摘）

非営利性の徹底・
地域医療の安定性の確保

- 残余財産の帰属すべき者を限定し、医療法人の非営利性の徹底を図る。（いわゆる「持分なし医療法人」）
 - ・ 残余財産の帰属先について、個人（出資者）を除外し、他の持分なし医療法人等に限定
 - ・ 新設の医療法人には、「持分あり医療法人」は認めない。
 - ・ 平成18年当時に存在している医療法人は、『当分の間』、「持分あり医療法人」のままで良く、「持分なし医療法人」へは自主的な移行とする。

純資産が増えた場合の持分の評価額増加のイメージ



- 当初の出資額の比率割合に応じて持分割合が決定する。
- 残余財産・払戻しにおいては、その時点の法人資産を持分割合に応じて分配される。
- 「持分」は権利であり、相続・譲渡可能。

※法律上の定義

「持分」とは、「定款の定めるところにより、出資額に応じて払戻し又は残余財産の分配を受ける権利」
(平成26年改正医療法附則)

※最高裁判決(H22.4.8)

定款の「出資額に応じて返還を請求することができる。」との規定は、出資社員は退社時に同時点における法人の財産評価額に、同時点における総出資額中の当該出資社員の出資額が占める割合を乗じて算定される額の返還を請求することができることを規定したものと解するのが相当。 3

	設立時	現在
出資者 A	1800万円	90,000万円
出資者 B	600万円	30,000万円
出資者 C	600万円	30,000万円

**資産が50倍に増加
⇒持分も50倍に増加**

持分の直接的な影響と間接的な影響

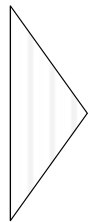
1 直接的な影響：持分の払戻請求権の存在

持分を有する出資者 A は、退社時に医療法人に対して自己の持分に相当する財産の払戻しを求めることができる。その場合、医療法人に 9 億円の支払い義務が生ずることとなる。

出資者 A



9 億円



退社
払戻請求



9 億円
の支払い

2 間接的な影響：相続税、贈与税による影響

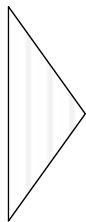
持分を相続したことによる多額の相続税の納税又は回避のため、払戻請求権の行使又は持分の放棄を行う。

① 出資者 A が死亡し、相続が開始した場合 → 相続人に払戻請求が発生する

出資者 A



9 億円



相続発生



相続人による
納税資金確保

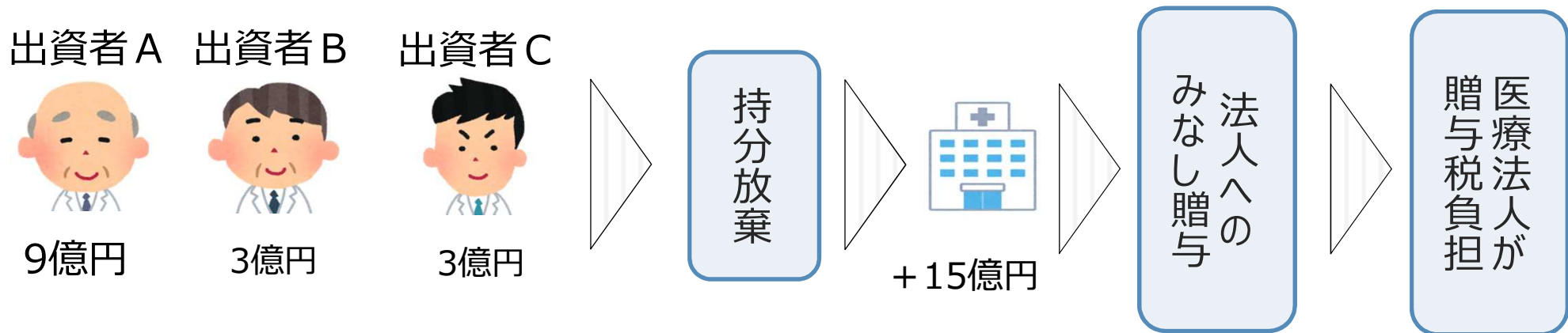


相続人による
払戻請求

② 出資者 A が持分を放棄した場合 → 残存出資者に贈与税課税のリスクが発生する



③ すべての出資者が持分を放棄した場合 → 医療法人に贈与があったとみなされ、一定の要件を満たさなければ医療法人が贈与税を支払うこととなる



持分なし医療法人への移行計画の認定制度の延長（H29年医療法等の一部を改正する法律）

1. 現状と対応

- 法人財産を持分割合に応じて出資者へ分配できる「持分あり医療法人」は、平成18年医療法改正以降、新設を認めず（※1）、「持分なし医療法人」への移行を促進

※1：持分あり医療法人では、出資者の相続が発生すると相続税支払いのため払戻請求が行われるなど法人経営の安定について課題がある。

- 「持分あり医療法人」から「持分なし医療法人」への移行計画を国が認定する制度を設け、相続税猶予等の税制措置を実施。この認定期間が、平成29年9月までとなっていることから、延長することが必要（※2）【医療法改正・税制改正】

※2：現状も約5万の医療法人のうち8割が持分あり医療法人である。

2. 制度の内容

改正イメージ

認定期間は3年延長（平成29年10月～平成32年9月）
税制上の特例措置も延長

（持分あり医療法人）

持分なし医療法人
への移行計画の認
定を申請

大臣認定

◆認定要件

- ・社員総会の議決があること
- ・移行計画が有効かつ適正であること
- ・移行計画期間が3年以内であること

法人の運営が適正であることを要件として追加し、移行後
6年間、当該要件を維持していることを求める。

【主な運営の適正性要件】

- ・法人関係者に利益供与しないこと
- ・役員報酬について不当に高額にならないよう
定めていること
- ・社会保険診療に係る収入が全体の80%超 等

（持分なし医療法人）

持分の放棄＋定款変更（解
散時の残余財産の帰属制
限）により移行完了

認定医療法人については、移行の際の法人への贈与税
を課税しない

- ・現状、相続税法により相続税等が「不当に減少」する場合、
贈与税が課税される扱い。
- ・解釈通知（非課税基準）による税務署の個別判断

【非課税基準の主な要件】

- ・理事6人、監事2人以上
- ・役員の親族1/3以下
- ・医療機関名の医療計画への記載
- ・法人関係者に利益供与しないこと 等

今回の改正により、役員数、役員の親族要件、医療計画への記載等の要件を緩和
贈与税の非課税対象が大幅に拡大

赤字：医療法で対応

青字：税法で対応

改正医療法施行規則の概要

1 移行計画認定の要件のうち新たに追加された要件（医療法施行規則附則第57条の2） ＜運営に関する要件＞

	要 件
運営方法	① 法人関係者に対し、特別の利益を与えないこと
	② 役員に対する報酬等が不当に高額にならないよう支給基準を定めていること
	③ 株式会社等に対し、特別の利益を与えないこと
	④ 遊休財産額は事業にかかる費用の額を超えないこと
	⑤ 法令に違反する事実、帳簿書類の隠蔽等の事実その他公益に反する事実がないこと
事業状況	⑥ 社会保険診療等（介護、助産、予防接種含む）に係る収入金額が全収入金額の80%を超えること
	⑦ 自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準によること
	⑧ 医業収入が医業費用の150%以内であること
要件にしない	× 役員数（理事6人以上、監事2人以上）
	× 病院、診療所の名称が医療連携体制を担うものとして医療計画に記載
	× 役員等のうち親族・特殊の関係がある者は3分の1以下であること
	× 他の同一の団体関係者が理事の3分の1以下 × 他の団体の意思決定可能な株式等を保有しない

2 実施状況報告書に関する変更（医療法施行規則附則第60条）

【現行の報告事項】 ①認定後一年ごとの状況報告 ②認定を受けた旨の定款変更
③持分の定めのない医療法人へ移行する旨の定款変更 ④出資持分の処分

（1）報告事項の追加

①・③の提出時に併せて、新たに認定医療法人の「運営の状況に関する報告書」を提出

（2）移行後の報告を新設

移行後6年間、年1回、「運営の状況に関する報告書」を提出 → 1の「運営に関する要件」を満たしていることについて確認する

3 移行計画の認定取消事由の追加（医療法施行規則第59条）

（1）運営に関する要件を欠くとき （2）分割したとき

認定要件の比較

	法人贈与税非課税基準（国税庁通知）	新たな認定要件（厚生労働省令に規定）
要件	○役員数（理事6人以上、監事2人以上）	—
	○病院、診療所の名称が医療連携体制を担うものとして医療計画に記載されていること	—
	○役員等のうち、親族・特殊の関係があるものは3分の1以下であること	—
	○事業運営及び役員等の選任等が定款に基づき行われている等	—
	○社会保険診療報酬（介護保険・助産を含む）に係る収入金額が全収入金額の80%を超えること	○社会保険診療報酬（介護保険・助産・予防接種を含む）に係る収入金額が全収入金額の80%を超えること
	○自費患者に対する請求方法が社会保険診療報酬と同一の基準で計算	○自費患者に対する請求方法が社会保険診療報酬と同一の基準で計算
	○医業収入が医業費用の150%以内であること	○医業収入が医業費用の150%以内であること
	○役員に対する報酬等が不当に高額にならないような支給基準を定めていること	○役員に対する報酬等が不当に高額にならないような支給基準を定めていること
	○法人関係者に対し、特別の利益を与えないこと	○法人関係者に対し、特別の利益を与えないこと
	○法令違反がないこと	○法令違反がないこと
	—	○株式会社等に対し、特別の利益を与えないこと ○遊休資産を過剰に保有しないこと
判定者	税務署が個別に判断	厚生労働大臣が要件を満たしていることを確認して認定

【参考】

①社会医療法人における役員報酬基準

：民間企業との比較、従業員給与との比較、法人の経営の状況等を考慮して、不当に高額にならないよう基準を定めていること

②社会医療法人における株式会社等への利益供与禁止

：株式会社その他の営利事業を営む者に対して、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないこと

③社会医療法人における遊休資産の保有制限

：現在及び将来に向けて法人の事業に使用されない遊休資産が、毎年度の事業費用を超えないこと

制度の留意点

認定医療法人及びその持分を有する出資者及びその相続人は、移行計画の達成や移行後の持分の定めのない医療法人の運営の安定に向けて、助言、指導、資金の融通のあっせん等の援助を受けることができるが、これらの援助を必要としない医療法人は、移行計画認定制度による移行計画の認定を受けることなく、従来どおり、定款の変更により持分の定めのない医療法人へ移行することができる。

2. 移行計画の認定要件

移行計画の認定の要件

1. 社員総会における決議（平成18年改正法附則第10条の3第4項第1号）

移行計画が当該申請に係る持分の定めのない医療法人の社員総会において議決されたものであること

2. 有効性及び適切性（同項第2号）

当該申請に係る持分の定めのある医療法人の出資者、社員その他法人の関係者において

- ① 十分な理解と検討のもとに移行計画が作成されていること、
- ② 出資者等の持分の放棄等の見込みが確実と判断されること、
- ③ 認定を受けた後の移行に向けた取組の予定について移行の期限までに実行可能と判断されること

等、移行計画の有効性及び適切性に疑義がないこと

3. 移行期限（同項第3号）

移行計画に記載された移行の期限が、当該認定の日から起算して3年を超えないものであること

※ ただし、変更認定の場合には、当初認定の日から起算して3年を超えないものであること

4. 運営に関する要件（同項第4号及び改正後医療法施行規則第57条の2）

運営に関する要件

- (1) その事業を行うに当たり、社員、理事、監事、使用人その他の当該経過措置医療法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること（医療法施行規則附則第57条の2第1項第1号イ）

イ 当該医療法人の関係者

- (イ) 当該医療法人の理事、監事、これらの者に準じ当該医療法人が任意に設置するもの又は使用人
- (ロ) 出資者（持分の定めのない医療法人に移行した後にあっては、従前の出資者で持分を放棄した者を含む）
- (ハ) 当該医療法人の社員
- (ニ) (イ)から(ハ)までに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族
- (ホ) (イ)から(ハ)までに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (ヘ) (イ)から(ハ)までに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- (ト) (ホ)又は(ヘ)に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしている者

社員、理事、監事、その他の当該医療法人の関係者



医療法人の理事、監事、使用人等



出資者
(従前の出資者で持分を放棄した者を含む)



医療法人の社員



配偶者、三親等内の親族



婚姻の届出をしていないが
事実上婚姻関係と同様の事
情にある者

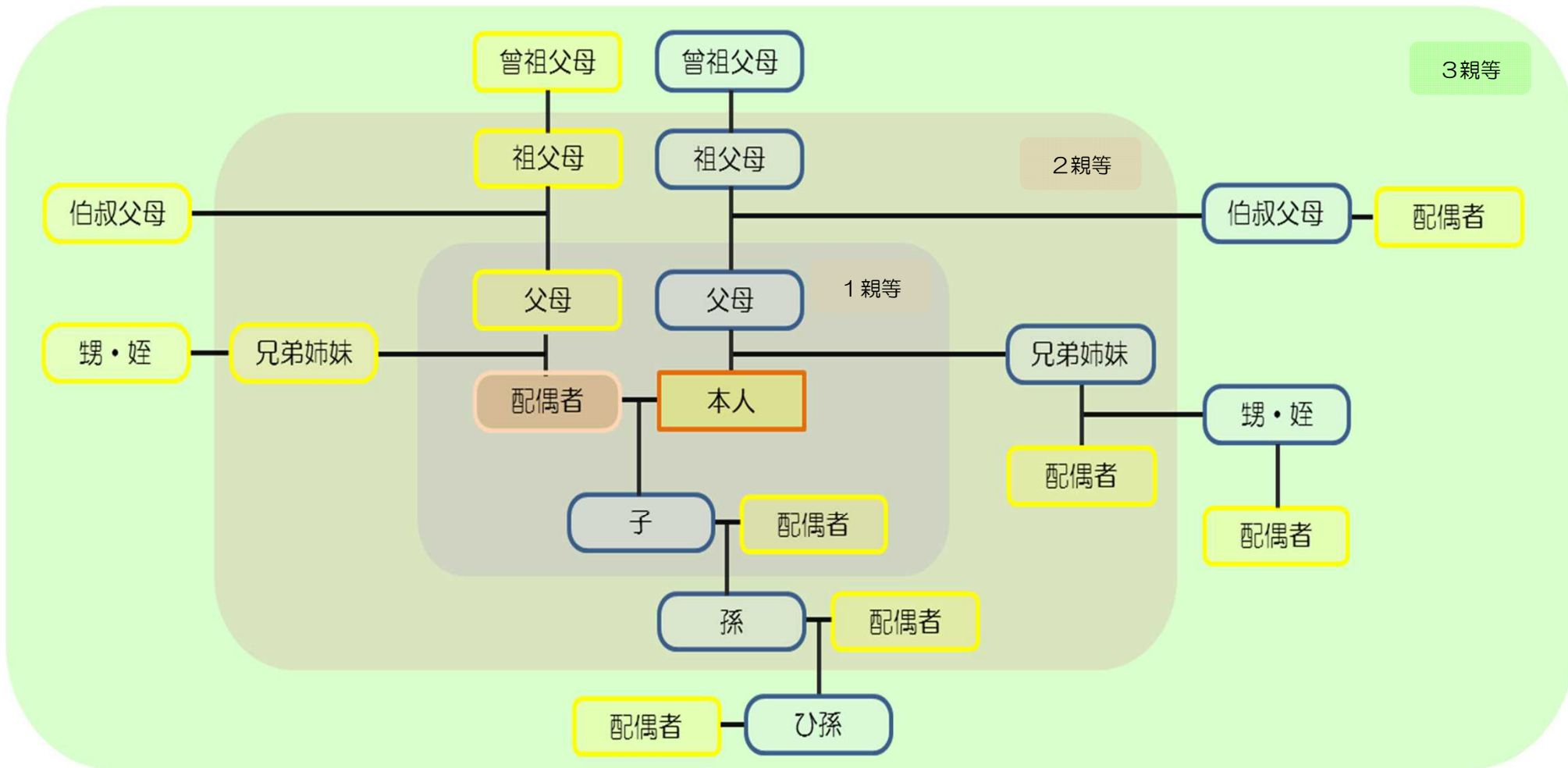


金銭その他の財産によって
生計を維持している者



生計を一にしている親族

三親等内の親族



凡例： 血族 姻族

□ 医療法人がイに掲げる者に、次のいずれかの行為をしたと認められ、その行為が社会通念上不相当と認められる場合には、特別の利益を与えているものと判断する

(イ) 当該医療法人の所有する財産をこれらの者に居住、担保その他の私事に利用させること

(ロ) 当該医療法人の余裕金をこれらの者の行う事業に運用していること

(ハ) 当該医療法人の他の従業員に比し有利な条件で、これらの者に金銭の貸付をすること

(ニ) 当該医療法人の所有する財産をこれらの者に無償又は著しく低い価額の対価で譲渡すること

(ホ) これらの者から金銭その他の財産を過大な利息又は賃貸料で借り受けること

(ヘ) これらの者からその所有する財産を過大な対価で譲り受けること、又はこれらの者から当該医療法人の事業目的の用に供するとは認められない財産を取得すること

(ト) これらの者に対して、当該医療法人の役員等の地位にあることのみに基づき給与等を支払い、又は当該医療法人の他の従業員に比し過大な給与等を支払うこと

(チ) これらの者の債務に関して、保証、弁済、免除又は引受け（当該医療法人の設立のための財産の提供に伴う債務の引受けを除く。）をすること

(リ) 契約金額が少額なものを除き、入札等公正な方法によらないで、これらの者が行う物品の販売、工事請負、役務提供、物品の賃貸その他の事業に係る契約の相手方となること

(ヌ) 事業の遂行により供与する利益を主として、又は不公正な方法で、これらの者に与えること

運営に関する要件

(2) 理事及び監事（理事等）に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当）について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該医療法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給基準を定めているものであること（医療法施行規則附則第57条の2第1項第1号ロ）

- ① 理事等に対する報酬等の支給の基準においては、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めること
- ② 理事等が当該医療法人の使用人として給与、賞与等を受ける場合は、理事等の報酬等と使用人として受ける給与、賞与等を併せて評価すること

「報酬等」…報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。（医療法施行規則第30条の35の3第1項第1号二）

（参考）

社会医療法人の認定基準：不当に高額なものとならないような支給の基準を定めていること

特定医療法人の認定基準：役員一人につき年間の給与総額（俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の総額をいう。）が3,600万円を超えないこと

運営に関する要件

(3) その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。（医療法施行規則附則第57条の2第1項第1号ハ）

※ 公益法人等に対し、当該公益法人が行う公益目的の事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない。

「特定の個人又は団体の利益を図る活動を行う者」とは…

- イ 株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動（公益法人等に対して、当該公益法人等が行う公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年改正法律第49号）第2条第4号に規定する公益目的事業又は医学若しくは医術又は公衆衛生に関する事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く）を行う個人又は団体
- ロ 特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡、貸付け若しくは役務の提供を受ける者又は特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体

運営に関する要件

(4) 毎会計年度の末日における遊休資産額は、直近に終了した会計年度の損益計算書に計上する事業（医療法第42条の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うものを除く）に係る費用の額を超えてはならないこと（医療法施行規則附則第57条の2第1項第1号二）

イ 遊休財産額とは、当該医療法人の業務のために現に使用されておらず、かつ、引き続き使用されることが見込まれない財産の価額の合計額として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産の総額から、次の（イ）～（ホ）までに掲げる資産のうち保有する資産の明細表に記載されたものの帳簿価額の合計額を控除した額に、純資産の額（貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう）の資産の総額に対する割合（貸借対照表の純資産の部の合計額の資産の部の合計額に占める割合をいう。ただし、評価・換算差額等を計上する場合にあっては、当該評価・換算差額等の額を純資産の部の合計額及び資産の部の合計額からそれぞれ控除するものとする）を乗じて得た額とする。

当該医療法人の経理は、その法人が行う業務の種類及び規模に応じて、その内容を適正に表示するに必要な帳簿書類を備えて、収入及び支出並びに資産及び負債の明細が適正に記帳されていなければならない。

□ 費用の額とは、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。

遊休財産について

(イ) 当該医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務の用に供する財産

(ロ) 医療法第42条各号に規定する業務の用に供する財産【附帯業務】

(ハ) (イ) 及び (ロ) に掲げる業務を行うために保有する財産（現に使用されていないが、(イ) 及び (ロ) に掲げる業務のために使用されることが見込まれる財産とし、業務の用に供するまでに発生する請負前渡金及び建設用材料部品の買入代金等を含む）

(ニ) (イ) 及び (ロ) に掲げる業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金（減価償却引当特定預金）であって、以下の要件を満たすもの

- a 減価償却費に対応する資産の取得又は改良に充てるための資金に限るものとし、減価償却累計額を上限とする
- b 貸借対照表において次の科目をもって掲記し、他の資金と明確に区分して経理されていること
 - ・資産の部 減価償却引当特定預金（固定資産のその他の資産に掲記）
- c 当該資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないものであること。ただし、正当な理由がないのに当該資金の目的である財産を取得せず、又は改良しない事実があった場合には、理事会及び社員総会の決議を経て、当該資金の額を取り崩さなければならない

(ホ) 将来の特定の事業（定款に定められた事業に限る）の実施のために特別に支出（引当金に係る支出及び(ニ)の資金を除く）する費用にかかる支出に充てるために保有する資金（特定事業準備資金）であって、以下の要件を満たすもの

- a 当該資金の目的である事業が、定款において定められていること
- b 当該資金の額が合理的に算定されていること
- c 当該資金の目的である事業ごとに、貸借対照表において次の科目をもって掲記し、他の資金と明確に区分して経理されていること
 - ・資産の部 ○○事業特定預金（固定資産のその他の資産に掲記）
 - ・純資産の部 ○○事業積立金（利益剰余金その他利益剰余金に掲記）
- d 当該資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないものであること。ただし、正当な理由がないのに当該資金の目的である事業を行わない事実があった場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、当該資金の額を取り崩さなければならないこと

【遊休財産額のイメージ】

貸借対照表

単位：千円

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	815,000	I 流動負債	380,000
現金及び預金	295,000	買掛金	190,000
事業未収金	440,000	未払金	90,000
棚卸資産	30,000	短期借入金	100,000
その他流動資産	50,000	II 固定負債	260,000
II 固定資産	1,325,000	長期借入金	260,000
1.有形固定資産	1,270,000	負債合計	640,000
建物	580,000	純資産の部	
医療用器具備品	90,000	科目	金額
土地	600,000	I 資本金	30,000
2.無形固定資産	20,000	II 資本剰余金	0
	20,000	III 利益剰余金	1,400,000
3.その他の資産	35,000	IV 評価・換算差額等	70,000
	35,000	純資産合計	1,500,000
資産合計	2,140,000	負債・純資産合計	2,140,000

総資産

イ 医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務の用に供する資産

□ 法第42条各号に規定する業務の用に供する財産

ハ イ・ロに掲げる常務を行うために保有する財産（現に使用されていないが、上記に掲げる業務のために使用されることが見込まれる財産とし、業務の用に供するまでに発生する請負前渡金及び建設用材料部品の買入代金等を含む）

ニ イ・ロに掲げる業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金（減価償却引当特定預金）であって、要件を満たすもの

ホ 将来の特定の事業（定款に定められた事業に限る）の実施のために特別に支出（引当金に係る支出及び二の資金を除く）する費用にかかる支出に充てるために保有する資金（特定事業準備金）であって、要件を満たすもの



純資産
資産の総額

の割合



遊休財産額

【遊休財産額のイメージ】

損益計算書

I 事業損益	xxx
<u>A 本来業務事業損益</u>	xxx
1 事業収益	xxx
<u>2 事業費用</u>	xxx
(1) 事業費	xxx
(2) 本部費	xxx
本来業務事業利益	xxx
B 附帯業務事業損益	xxx
1 事業収益	xxx
2 事業費用	xxx
附帯業務事業利益	xxx
事業利益	xxx
II 事業外収益	xxx
:	
III 事業外費用	xxx
:	
経常利益	xxx

遊休財産額 ≤ 事業費用の額

上限額が本来業務の事業費用の額であるのは？

→ 法人に対する収益がゼロである場合であっても、直近に終了した会計年度に行った事業のうち、本来業務について同一の内容及び規模の事業を引き続き行うことができるよう、1会計年度分の本来業務の事業費用の額まで遊休財産額の保有を可能としたものである。

運営に関する要件

(5) 法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部若しくは一部を隠蔽し、又は仮装して記録若しくは記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと（医療法施行規則第57条の2第1項第1号ホ）

イ 当該要件は、申請日の属する会計年度及び前会計年度について申請日の前日までの間において該当する事実がないことを確認

ロ 「法令に違反する事実」とは、医療に関する法令の場合には次に掲げるいずれかの事実がある場合をいうものとする

- (イ) 医療に関する法律に基づき医療法人又はその理事長が罰金刑以上の刑事処分を受けた場合
- (ロ) 医療法人の開設する医療機関に対する医療監視の結果、重大な不適合事項があり、都道府県知事から改善勧告が行われたが是正されない場合
- (ハ) 医療法第30条の11の規定に基づく都道府県知事の勧告に反する病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた場合
- (ニ) 医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認められた場合であって、医療法第64条第1項の必要な措置をとるべき旨の命令若しくは同条第2項の業務の全部若しくは一部の停止の命令又は役員解任の勧告が発せられた場合
- (ホ) その他（イ）から（ニ）までに相当する医療関係法令についての重大な違反事実があった場合

運営に関する要件

(6) 社会保険診療に係る収入金額、健康増進事業に係る収入金額、予防接種（予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第6項に規定する定期の予防接種等その他厚生労働大臣が定める予防接種をいう）に係る収入金額、助産に係る収入金額及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第26条第2項第4号に規定するものを除く）の合計額が、全収入金額の100分の80を超えること。（医療法施行規則第57条の2第1項第2号イ）

- ・ 租税特別措置法に規定する社会保険診療（租税特別措置法第26条第2項に規定する社会保険診療。労働者災害補償保険法に係る患者の診療報酬※を含むもの） ※ 1

※社会保険診療報酬と同一の基準又は当該診療報酬が少額（全収入額のおおむね100分の10以下）に限る

- ・ 健康増進法第4条に規定する健康増進事業のうち健康診査に係る収入金額 ※ 2
- ・ 定期予防接種、臨時予防接種及び任意の予防接種のうち厚生労働大臣が定める予防接種に係る収入金額 ※ 3
- ・ 助産（社会保険診療・健康増進事業に係るものを除く）に係る収入金額（50万円を限度）
- ・ 介護保険法の規定に基づく保険給付に係る収入金額 ※ 4

> 80%

全収入金額

（本来業務事業損益・附帯業務事業損益に係る事業収益の合計）

※ 1 社会保険診療には、介護保険法の規定による

- ・ 指定居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護に限る）のうち、当該居宅介護サービス費の額の算定に係る当該指定居宅サービスに要する費用の額として介護保険法の規定により定める金額に相当する部分
- ・ 指定介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護に限る）のうち、当該介護予防サービス費の額の算定に係る当該指定介護予防サービスに要する費用の額として介護保険法の規定により定める金額に相当する部分

を含む

※ 2 健康増進事業に係る収入金額とは、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額（社会保険診療報酬と同一の基準により計算されているものに限る）

- (イ) 健康保険法の規定により保険者が行う健康診査
- (ロ) 船員保険法の規定により全国健康保険協会が行う健康診査
- (ハ) 国民健康保険法の規定により保険者が行う健康診査
- (二) 国家公務員共済組合法の規定により行う国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会が行う健康診査
- (ホ) 地方公務員等共済組合法の規定により地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会が行う健康診査
- (ヘ) 私立学校教職員共済法の規定により日本私立学校振興・共済事業団が行う健康診査
- (ト) 学校保健安全法の規定により学校において実施される健康診断又は市町村の教育委員会が行う健康診断
- (チ) 母子保健法の規定により市町村が行う健康診査
- (リ) 労働安全衛生法の規定により事業者が行う健康診断若しくは労働者が受ける健康診断又は労働者が自ら受ける健康診断
- (ヌ) 高齢者の医療の確保に関する法律により保険者が行う特定健康診査及び後期高齢者医療広域連合が行う健康診査

※ 3 厚生労働大臣が告示で定める予防接種

- (イ) 麻しんに係る予防接種（定期の予防接種等を除く）
- (ロ) 風しんに係る予防接種（定期の予防接種等を除く）
- (ハ) インフルエンザに係る予防接種（定期の予防接種等を除く）
- (二) おたふくかぜに係る予防接種
- (ホ) ロタウィルス感染症に係る予防接種

※ 4 租税特別措置法 26 条第 2 項第 4 号に規定するものを除く

収入金額に含める予防接種の種類

予防接種の種類	疾病名	根拠法等
定期予防接種	①ジフテリア ②百日せき ③急性灰白髄質（ポリオ） ④麻しん ⑤風しん ⑥日本脳炎 ⑦破傷風 ⑧結核 ⑨Hib感染症 ⑩肺炎球菌感染症（小児にかかるもの） ⑪ヒトパピローマウィルス感染症 ⑫水痘 ⑬B型肝炎 ⑭インフルエンザ（65歳以上の者等） ⑮肺炎球菌感染症（高齢者がかかるもの）	予防接種法 第2条第2項～第5項 予防接種法施行令 第1条、第1条の2
臨時予防接種	上欄の疾病 + ⑯痘そう	
任意の予防接種	①おたふくかぜ ②ロタウィルス	予防接種に関する基本的な計画 （厚生労働省告示）
	③麻しん ④風しん ⑤インフルエンザ	特定感染症予防指針（厚生労働 省告示）

運営に関する要件

(7) 自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されていること。（医療法施行規則第57条の2第1項第2号ロ）

イ 「自費患者」とは、社会保険診療又は労災保険診療に係る患者以外の患者

ロ 「社会保険診療報酬と同一の基準」とは、次に掲げるもののほか、その法人の診療報酬の額が診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）の別表に掲げる療養について、同告示及び健康保険法の施行に関する諸通達の定めるところにより算定した額程度以下であることの定めがされており、かつ、報酬の徴収が現にその定めに従ってされているものであること

(イ) 公害健康被害者に係る診療報酬及び予防接種により健康被害者に係る診療報酬にあつては、法令等に基づいて規定される額

(ロ) 分娩料等健康保険法の規定に類似のものが定められていないものにあつては、地域における標準的な料金として診療報酬規定に定められた額を超えない額

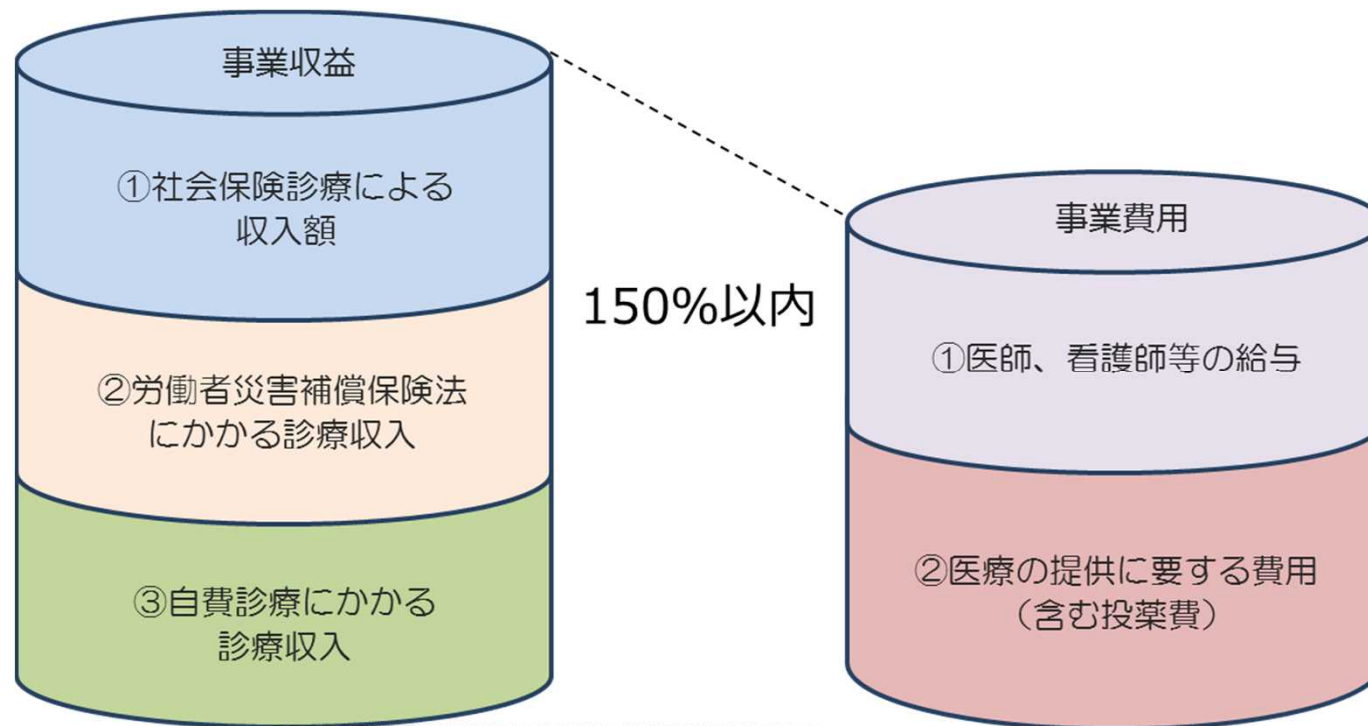
運営に関する要件

(8) 医療診療により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む）等患者のために直接必要な経費の額に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。（医療法施行規則第57条の2第1項第2号ハ）

※医療診療とは…社会保険診療、労災保険法に係る診療及び自費患者に係る診療

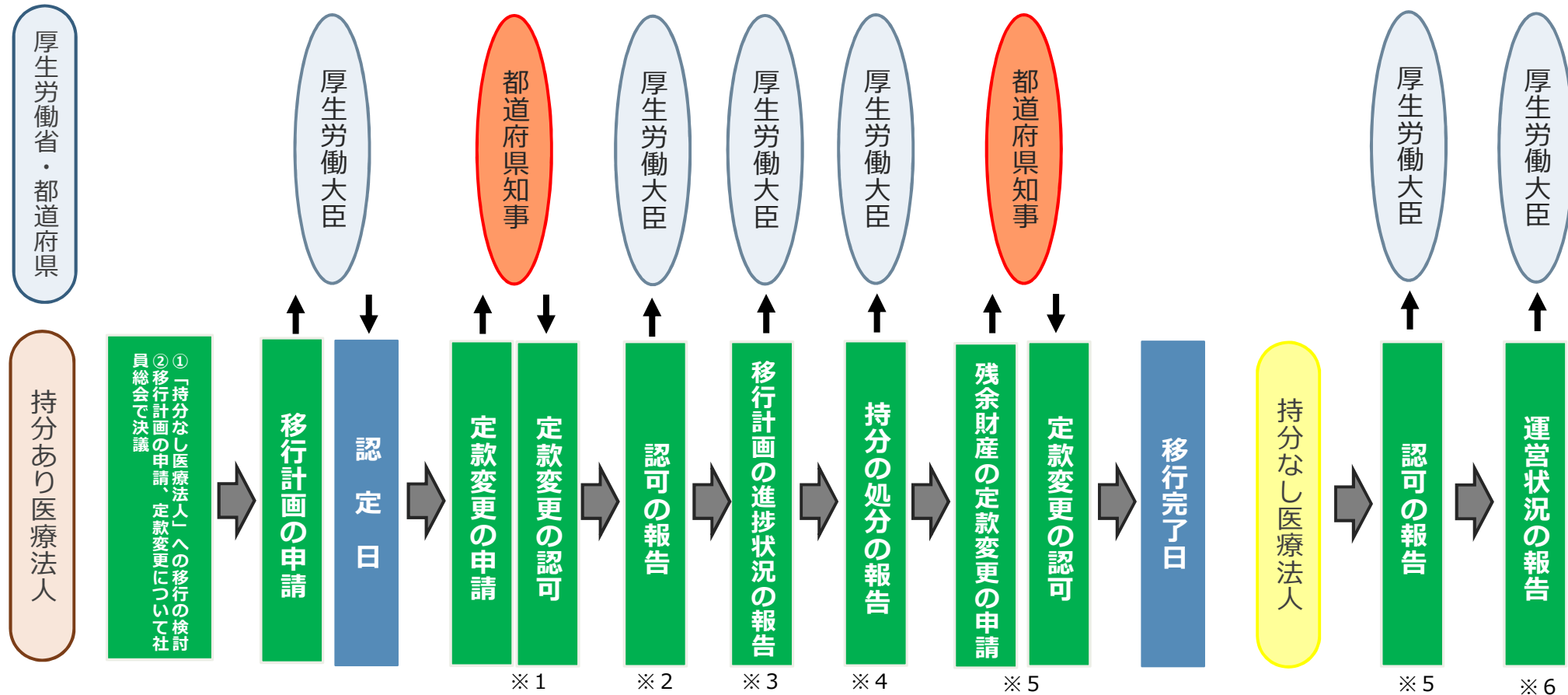
※収入する金額とは…損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額

※患者のために直接必要な経費の額とは…損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額



3. 移行計画の認定に当たっての留意事項

移行計画認定制度の手続きの流れ

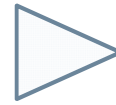


- ※ 1 認定後、速やかに、都道府県知事に定款変更の認可申請を行う。
- ※ 2 認可を受けた日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に定款変更の認可を受けた報告を行う。
なお、3か月以内に定款変更の認可を受けなかった場合には、認定が取り消されることがある。
- ※ 3 移行期限内で、かつ、移行が完了するまでの間、認定日から1年を経過するごとに、3か月以内に厚生労働大臣に移行計画の進捗状況を報告する。
- ※ 4 移行期限内で、かつ、移行が完了するまでの間、出資者に持分の処分（放棄、払戻、譲渡、相続、贈与等）があった場合、3か月以内に厚生労働大臣に出資の状況を報告する。
- ※ 5 移行期限までに、残余財産の帰属先に関する定款変更の認可を受け、持分の定めのない医療法人への移行完了後、3か月以内に厚生労働大臣に定款変更の認可を受けた報告を行う。
- ※ 6 移行完了後、
 - ① 5年を経過するまでの間…1年を経過するごとに、3か月以内に厚生労働大臣に運営状況を報告する。
 - ② 5年を経過してから6年を経過するまでの間…5年10か月を経過する日までに厚生労働大臣に運営状況を報告する。

認定申請に関する事項（法附則第10条の3）

移行計画認定の申請書類※1

- イ 移行計画認定申請書（様式1）
- ロ 移行計画（様式2）
- ハ 定款変更案（移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載したもの）及び新旧対照表
- ニ 出資者名簿（様式3）
- ホ 社員総会の議事録
- ヘ 直近の三会計年度に係る貸借対照表及び損益計算書
- ト 運営に関する要件該当の説明資料（様式4）



認定通知に係る書類※2

- 移行計画認定通知書
- 又は
- 移行計画の認定をしない旨の通知書

- ※1 移行計画の認定を受けようとする持分の定めのある医療法人は、イ～トを厚生労働大臣に提出する。
- ※2 厚生労働大臣は、提出のあった認定申請書類を審査し、必要に応じて、医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県に当該法人の法令違反のその他運営に関する要件について事実確認を行い、または実地調査を行った上で認定の可否を判断する。その後、認定の旨又は認定をしない旨を書面によって通知する。

変更認定申請に関する事項 (法附則第10条の4第1項及び第5項)

変更認定の申請書類 ※1

- イ 移行計画変更認定申請書（様式5）
- ロ 変更後の移行計画
- ハ 変更前の移行計画の写し
- ニ 移行計画の認定を受けたことを証明する書類（認定通知書）の写し
- ホ 社員総会の議事録
- ヘ 運営に関する要件該当の説明資料



合併に伴う移行計画の変更申請書類 ※2

- イ 出資者名簿（合併後）
 - ロ 定款（合併後）
 - ハ 定款変更認可書の写し
 - ニ 医療法人合併認可書の写し
 - ホ 合併したことを証明できる書類
例：社員総会議事録、合併協議会の議事録等
- ※変更認定の申請書類イ～ヘを含む



変更通知に係る書類 ※3

- 移行計画変更認定通知書
- 又は
- 移行計画の変更認定をしない旨の通知書

- ※1 移行計画の変更認定を受けようとする認定医療法人は、イ～ヘを厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、移行計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、変更認定を受けることを要しない。
- ※2 合併に伴い移行計画を変更する場合には、※1に加えて、イ～ホを提出しなければならない。
- ※3 厚生労働大臣は、変更認定の申請関係書類を審査し、必要に応じて、医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県に当該法人の法令違反その他の運営に関する要件について事実確認をし、または実地調査を行った上で認定の可否を行う。変更認定又は変更認定しない旨を書面によって通知する。

合併後の医療法人が認定要件を満たしていない場合には、当初の認定を取り消す。

認定医療法人の実施状況報告等に関する事項（法附則第10条の8）

認可報告の提出書類※1

- イ 実施状況報告書（様式6）
- 変更認可後の定款及び新旧対照表
- ハ 定款変更認可書の写し
- ニ 社員総会議事録（ただし、認定申請において添付したものと同一場合には省略可）



進捗状況報告の手続書類※2

- イ 実施状況報告書
- 運営の状況に関する状況報告書（様式7）
- ハ 運営に関する要件該当の証明書類



- ※1 認定医療法人は、認定後速やかに、移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載した定款への変更の認可について、都道府県知事に申請しなければならない。
認可を受けた日から3か月以内に厚生労働大臣にイ～二の書類を提出し、認可を受けた旨を報告しなければならない。
- ※2 認定医療法人は、移行計画に記載する移行期限内で、かつ、持分の定めのない医療法人への移行を完了するまでの間、認定を受けた日から起算して1年を経過するごとに、その経過する日から3か月以内に厚生労働大臣にイ～ハの書類を提出し、移行計画の進捗状況を報告しなければならない。

認定医療法人の実施状況報告等に関する事項（法附則第10条の8）

持分の処分報告の手続書類※3

- イ 実施状況報告書
- ロ 出資者名簿
- ハ 出資持分の状況報告書（様式8）
- ニ 出資持分の放棄申出書の写し（様式9）

残余財産の定款変更報告の手続書類※4

- イ 実施状況報告書
- ロ 運営の状況に関する報告書
- ハ 変更認可後の定款及び新旧対照表
- ニ 定款変更認可書の写し
- ホ 社員総会の議事録
- ヘ 運営に関する要件該当の説明書類
- ト 出資者名簿
- チ 出資持分の状況報告書
- リ 出資持分の放棄申出書の写し

※3 認定医療法人は、移行計画に記載する移行期限内で、かつ、持分の定めのない医療法人への移行を完了するまでの間、出資者に持分の処分（放棄、払戻、譲渡、相続、贈与等）が生じた場合、その処分があった日から3か月以内に厚生労働大臣にイ～ニの書類を提出し、出資の状況を報告しなければならない。

※4 認定医療法人は、移行計画に記載された移行期限までに、残余財産の帰属すべき者に関する規定の定款の変更について、都道府県知事の認可を受け、持分の定めのない医療法人への移行を完了しなければならない。

この認可を受けた日から3か月以内に厚生労働大臣にイ～リの書類を提出し、当該認可を受けた旨を報告しなければならない。



運営状況報告の手続書類※5

イ 運営の状況に関する報告書

ロ 運営に関する要件該当の説明書類

※5 ※4の都道府県知事の認可を受けて、持分の定めのない医療法人への移行を完了した場合、当該認可を受けた日から5年を経過する日までの間、当該認可を受けた日から1年を経過するごとに、その経過する日の翌日から3か月以内に厚生労働大臣にイ・ロの書類を提出し、運営の状況を報告しなければならない。

また、当該認可を受けた日から5年を経過する日から同じく6年を経過する日までの間の運営の状況については、当該認可を受けた日から起算して5年10か月を経過する日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合、運営の状況については、当該認可を受けた日から5年9か月までの報告を求めるものとする。

【取消要件①】

認定医療法人が移行計画に記載された移行期限までに持分の定めのない医療法人に移行しなかった場合

【取消要件②】

厚生労働大臣は、次に該当すると認められる場合には、必要に応じて、実地調査を行った上、認定医療法人に対して改善等を指示し、その改善の見込みがないものと判断するときは、その認定を取り消すことができる。

- イ 認定医療法人が、認定を受けた日から持分の定めのない医療法人への移行完了後6年を経過する日までの間に、運営に関する要件を満たさなくなったとき
- ロ 認定を受けた日から3か月以内に、移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載した定款への変更について都道府県知事の認可を受けなかったとき
- ハ 認定医療法人が合併以外の理由により解散したとき
- ニ 認定医療法人が合併により消滅したとき
- ホ 認定医療法人が分割したとき
- ヘ 認定医療法人が不正の手段により移行計画の認定を受けたことが判明したとき
- ト 認定医療法人が移行計画の変更（移行計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更を除く）について、厚生労働大臣の認定を受けなかったとき
- チ 認定医療法人が厚生労働大臣へ必要な報告を行わないとき、または虚偽の報告をしたとき

改正前認定医療法人に関する経過措置

1. 平成29年9月30日以前の認定を受けた医療法人で、持分の定めのない医療法人へ移行していないもの（改正前認定医療法人）であって、移行計画に記載された移行の期限までの間にあるものは、平成29年10月1日以降、改正後の平成18年改正法附則第10条の3第1項の認定（特例認定）を改めて受けることができる。（この場合における申請書類については、定款変更案及び新旧対照表の提出は不要。）
ただし、この場合においても、移行計画の移行の期限は、当初認定の日から起算して3年を越えてはならない。
2. 特例認定を受けた場合には、制度改正前に受けた当初認定は将来に向かってその効力を失い、当該認定医療法人には、制度改正後の平成18年改正法附則第10条の3から第10条の8まで（移行計画の認定、移行計画の変更等、認定の失効、援助及び報告）の規定が適用されることとなる。
3. 改正前認定医療法人で特例認定を受けないものについては、平成29年改正法による改正後の平成18年改正法附則の規定は適用せず、なお従前の例による。

移行計画の認定を受けた後に行う出資持分の放棄

1. 認定医療法人の持分を有する出資者等が出資持分の放棄を行う場合は、施行規則附則第60条第4項に規定する出資持分の放棄申出書（様式9）によるものとする。
2. 上記1により出資者等が出資持分の放棄を行った場合、当該放棄日をもって、出資者名簿の書き換えを行うものとする。

認定医療法人に係る定款の変更について

1. 認定医療法人は、認定後速やかに、移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載した定款への変更の認可について、都道府県知事に申請しなければならない。
2. 認定医療法人は、移行計画に記載された移行期限までに、残余財産の帰属すべき者に関する規定の定款の変更について、都道府県知事の認可を受け、持分の定めのない医療法人への移行を完了しなければならない。
3. 上記 1 及び 2 の定款変更の認可申請を受け付けた都道府県においては、持分の定めのない医療法人への移行を円滑に進める観点から、定款変更の認可について遅滞なく事務进行处理すること。

移行計画に関連する税制措置

1. 出資者等に係る相続税等の猶予等

- (1) ① 認定医療法人の持分を有する出資者等が、持分の全部又は一部を放棄したことにより他の出資者に贈与税が課される場合、
- ② 持分を有していた出資者から相続又は遺贈によりその持分を取得した相続人に相続税が課される場合

などにおいて、当該出資者等について、納税額相当の担保提供など一定の条件の下に認定移行計画に記載された移行期限までその納税が猶予され、移行期限までにその持分の全てを放棄した場合には納税が免除される。

- (2) 納税猶予の適用を受ける出資者等による譲渡その他の持分の処分があった場合、認定医療法人が移行期限までに持分の定めのない医療法人に移行できなかった場合、認定が取り消された場合又は当該認定医療法人が解散若しくは合併により消滅（合併により法人が消滅するため、移行計画の認定が取り消される場合に限る）した場合は、納税猶予の期限が確定することから、相続税又は贈与税を納付すること

また、これらの事象が生じた場合には、厚生労働大臣は遅滞なくその旨等を納税猶予を受けた出資者等の納税地の税務署長に通知しなければならないため、認定医療法人はその旨を速やかに厚生労働省医政局医療経営支援課に連絡すること。

- (3) 基金拠出型医療法人移行した場合、納税猶予の適用を受ける出資者等は、猶予税額のうち基金に拠出した額に対応する猶予税額と利子税を合わせて納付しなければならない、放棄した額に対応する猶予税額については免除されることとなる。⁴⁰

移行計画に関連する税制措置

2. 認定医療法人に係る贈与税の取扱い

- (1) 制度改正後（平成29年10月1日以降）の認定医療法人（特例認定を受けた改正前認定医療法人を含む）の持分を有する出資者等が持分の全部又は一部の放棄（当該認定医療法人がその移行期限までに持分の定めのない医療法人への移行をする場合における当該移行の基因となる放棄に限る）をしたことにより、当該認定医療法人が経済的利益を受けた場合であっても、相続税法第66条第4項の規定は適用されない。
- (2) 上記（1）の適用を受けた認定医療法人が、贈与税の申告書の提出期限から持分の定めのない医療法人へ移行をした日から起算して6年を経過する日までの間に、その認定を取り消された場合には、当該医療法人を個人とみなして贈与税が課される。